

メキシコにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	関税分類の変更による高輸入関税賦課	<p>・2013年半ば、メキシコ税関当局は、太陽光パネル(完成品)の輸入に対する関税分類基準を見直し、従来のHSコード「85.41 太陽光パネル」(無税)を「85.01 発電機」(15%)に変更。</p> <p>当局は、変更の理由は「ダイオードを含むため」とするのみで、当社の「バイパスダイオードは発電機能を有さず当局指摘のダイオードとは異なる」との主張を斟酌することなく否定。また、太陽光パネル国内産業が極めて限定的な規模であるにも拘らず、「国内産業振興」を目的として関税を課すことは不合理。</p> <p>(変更)</p>	<p>・太陽光パネルに係る関税分類を従来どおり「85.41 太陽光パネル」(無税)に戻されたい</p>	
	日鉄連	(2)	輸入関税率の変更・引き上げ	<p>・2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目(5%)を除き、0%となる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。)</p> <p>2011年1月1日、PROSEC(自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム)に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。</p> <p>2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。</p> <p>2012年2月、全国鉄鋼会議所(CANACERO)、全国金属機械工業労働者組合(SNTIMMSA)が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ(違憲訴訟)を起こした。</p> <p>2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。</p> <p>2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。</p> <p>2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。</p> <p>2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。</p> <p>(メキシコ経済省、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年10月3日まで延長)</p> <p>(継続)</p>		
	日鉄連	(3)	アンチダンピング措置の濫用	<p>・2017年11月14日、日本・イタリア製の厚板に対するAD調査を開始。</p>	<p>・日本に対する調査の停止。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(4)	アンチダンピング措置の長期継続	・2000年11月10日、継目無鋼管へのAD税賦課開始。 2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。 2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。 2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。 (継続)	・アンチダンピング措置の撤廃。	
	日鉄連	(5)	輸入モニタリングの煩雑	・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、I/Lが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。廃止を求める声強いが当面継続の様様。 (継続)	・輸入モニタリング制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準
	日鉄連			・2013年12月5日、経済省が「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」を改定する省令を官報公示し、対象の鉄鋼製品113品目を輸入する場合、経済省に事前通知を義務付け。 通知の際には、ミルシート(鋼材検査証明書)を添付する必要があるため、通関手続き遅延が懸念される。また、通知の際の手続き等において不明確な部分が存在している。 2015年9月29日、対象品目を新たに25品目(熱延鋼板、表面処理鋼板、形鋼、線、線材、鋼管、撚り線など)追加する旨、官報告示。 2016年4月13日、対象品目を新たに8品目(鋼管)追加する旨、官報告示。 2017年12月28日、対象品目を新たに31品目(表面処理鋼板、合金鋼線材、鋼管)追加する一方、12品目の鋼管を対象から除外する旨、官報告示。 (追加)	・事前通知手続きの明確化。	
	自動部品	(6)	煩雑な輸入プロセス	・輸入時に税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く工数がかかる。また追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。	・簡潔な輸入制度の整備。	
自動部品	(7)	輸出入手続の煩雑	・原材料、製造設備等の輸入に関わる事務処理が煩雑。通関に加え、付随する様々な書類の準備も必要で、社内対応困難なものは外部業者への委託が必要となり、結果コストもかさむ。またIMMEX関係で申請にミスがあった際、業者がオンラインで申請内容を確認できないため発見が遅れ大きな問題となるなど、運用面でも少なからず問題点があるように思われる。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続の簡素化。	・メキシコ関税法(Ley Aduanera)36A条 ・メキシコ関税法規則 第1条第61項第23号 ・輸入関税法(Seccion I Pedimento)第67条	
JTA		・輸入する製商品に個別識別が可能なユニークナンバーが記載されている場合、COVE(通関申告書)への記載が義務付けられているが、日本側、メキシコ側の事務負担が煩雑で負荷が高い。メキシコ当局側へは製商品識別が可能な製品コードの記載申告で十分なはずであり、個別のユニーク番号の記載申告は行き過ぎではないか？	・輸入再販した製商品のトレーサビリティを確保するのは品質保証を目的として製造者側の責任で行うべきである。			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・鉄鋼製品輸入時に都度、経済産業省による輸入許可の取得が必要だが、微小な文言の不一致(空白がない、句読点がない等)や書類の解像度の違い等で、すぐに差し戻され、数日間浪費される事。	・一度過去に取得した許可は一定期間許可取得を不要とするような包括許可設定。	・2014年5月27日通達 T0130/2014 COVEへの個別識別番号への記載について ・Foreign trade rule of Ministry of Economy Annex2.2.1
	日鉄連	(8)	セーフガード調査の実施	・2010年7月2日、メキシコ経済省は溶鍛接鋼管(輸入HSコード7305.1901、厚さ50.8mm以下、直径8インチ以上、長さ26.82m以内でAPI 5L認証のあるもの)に対し、セーフガード調査を開始。 2012年3月20日、メキシコ経済省が調査の結果、措置の発動を行わない旨、官報告示。 (継続)		
	日機輸	(9)	日墨EPA原産地証明書	・日墨EPAにて定義されている税制恩典品目リストは、HS2002で作成されている為、日本輸出時の原産地証明書はHS2002に基づき作成されているが、HS2012によりコード変更になった品目を輸入する際、メキシコ側税関の通関システムがHS2012に変更済みの為、原産地証明書に記載のHS2002コードが該当なしとして、免税が受け入れられなかった為、税関に日本側の条文コピーと共に陳情したところ「今後は考慮する」との回答を口頭でもらったものの、書面での確認は無く、メキシコ側の条文変更には至っていない。(陳情以降、該当商品の輸入無い為、同回答の有効性は不明) 具体例: ビデオモニター HS2002 85.28.21 (日本原産地証明書) HS2012 85.28.59 (メキシコ税関登録) (変更)	・日墨EPAの定義に基づき、「HS2002での原産地証明書も有効」との文言をメキシコ側条文に明確に追記して頂きたい。	・日墨EPA条文 Annex 1
	日機輸	(10)	税関が構築しているデータベースの管理が煩雑	・全ての輸出入通関申告書が税関によりデータベース化され管理されているが、それと同じデータベースを自社で構築、保持する事が義務付けられているが、税関のデータベースが当社申告、承認済みの通関申告書と異なる。(税関によるデータベースが正しく構築されていない。)	・正確なデータベースの構築。	・Customs Law Article 6 ・IMMEX Decree ・Customs Law Article 162 ・Tax Federal code Article 67
	日機輸	(11)	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにてかなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する。(3割程度)また多大な時間もかかりかつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。 我々の貨物(特に樹脂類)も輸入検査で頻りに紙袋に穴が開けられ(検査のために内容物をサンプリングするのが目的と思われる)、その後ビニールテープでグルグル巻きに補修しているものの、その状態がひどいため、結果として廃棄せざるを得ないケースが散見される。	・検査率が他国に比べあまりにも高いため是正を働きかけてほしい。 ・廃棄費用等は小額のため保険求償対象外であるが、ちりも積もれば、という状態であり、ぜひとも是正を検討願いたい。	・税関関連法

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日鉄連	(12)	PITEX制度の一部変更	<p>・2000年11月より、NAFTA域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA域外からの資材・構成部品輸入でNAFTA域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。 一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。 (継続)</p>			
	日機輸	(13)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意しました。2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。 [TPP 11] 第二条特定の規定の適用の停止(凍結) 締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。 ・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。 日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p>	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文	
12	為替管理	自動部品 フル工 自動部品	(1)	大幅な為替変動	<p>・親会社からのUSドル・円建借入が多い弊社では、為替変動により債権債務の評価損益が大きく計上され、損益計算の攪乱要因となっている。税務上やPTU計算上はこの評価損益を除外するといった改正案の検討をお願いしたい。</p> <p>・メキシコの外貨獲得手段が原油に依存しているため、鉱物資源の市場価格に応じて自国通貨(メキシコペソ)の変動が著しい。政府として、メキシコ自国通貨の安定化を図る対策も特に取られておらず、適正な為替レートの予測が難しい。</p>	・政府主導による為替対策の撤廃。	
13	金融	日機輸	(1)	外国送金規制	<p>・現地法人の輸入代金に関して、海外向け支払時に中央銀行への報告が新たに義務付けられた(14年1月より)。 (継続)</p>	・中央銀行への報告義務の撤廃。	
		自動部品	(2)	低い銀行のサービス品質	<p>・ローカルバンクのサービス品質があまりにも低くレベルアップが不可欠。(日本の常識では信じられないことが起きる) 下記の対応に相当の工数を費やしている。 - 銀行側のシステムの不具合により、システムに入れないことがある、またシステムに入っても決済ができないことがある。(システム不具合により給与支払いが納期通りできないことあり) - システム不具合により、パスワードがリセットされ、トークン再発行</p>	・外部団体による銀行システム監査。(他国レベルの水準へのレベルアップ) (弊社事例はBanorte Bankであるが、他行もほぼ同様との情報)	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13				<ul style="list-style-type: none"> - アップロードした支払い明細を承認した後にエラー。 - 一度送金承認をしたただが、二重送金されていた。(銀行に問い合わせをしたが、システムは問題無かったとの一点張り) - 駐在員の銀行口座の残高があるのにも関わらず、通知無しの口座取り消し。 (変更)		
14 税制	日機輸	(1)	付加価値税還付の遅延	付加価値税の還付手続きが煩雑である。また担当者変更が相次ぎそのたびに会社概要資料提出を求められるなど、還付までの時間が想定以上にかかっている。	還付手続きの簡素化と期限遵守。	
	日機輸	(2)	消費税の還付の遅延	2016年に消費税の還付を実現したが、法律で定められている手続きに則っていても、規定されている40日営業日以内に還付が実現されず、資金繰りに窮した。法に定められた手順を遵守して頂かないと、投資と回収の目処が経たない。	国税庁の法遵守。	IVA法28条A他
	日機輸	(3)	法人税におけるインフレ調整	法人税算定において貨幣性資産・負債にインフレ調整がなされ、資産負債の差額が負債超過の場合にはインフレ調整益として課税所得に加算される。 在庫や固定資産を借入金で賄っている場合、インフレ調整益となり、課税所得に加算される結果、PTU(労働者分配金)を加えた実効税率37%を超える税負担率となる。つまり、借入見合いで棚卸資産、固定資産を有していると、一定額の税金を納付しなければならない。	会計と同ルール(3年累計26%超で適用)の導入を希望する。	
	日機輸	(4)	法人税算定における為替差損益	法人税はペソをベースに算定されるが、USD等の外貨借入がある場合、ペソ安の場合には為替差損を認識する。一方、ペソ高の場合には為替差益を認識することになり、上記インフレ調整益と合わせて大きな税金負担となる。	ドルベースでの税務申告を希望する。	
	日機輸	(5)	移転価格税制の不透明・恣意的適用	現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するようなTPの設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	Article 86 and 216, Mexican Income Tax Law
	自動部品	(6)	税務調査の進め方	2014年度の税務調査を2016年末からSAT(税務当局)が行ったが、要求された書類を提出し、説明を行ったのにも関わらず、提出書類を精査することもなく、一方的な解釈をされ、結果ありきの回答書が送付されてきた。同回答書への異議を申し立てるには時間も費用もかかり非効率。	SATの税務調査の進め方の効率化。	
	日機輸	(7)	税制度の不十分	税率、繰欠の有効期限、減価償却の柔軟性等において米国新税制に劣る。米国税制改正による投資先としての相対的魅力低下。	税制の再整備。(他国が干渉するようなissueではないですが)	
16 雇用	日機輸	(1)	就労ビザ取得・更新手続の煩雑・遅延	駐在員のビザ取得に時間がかかる。 (継続)	就労ビザ取得に要する時間を短縮してほしい。	査証制度の運用
	自動部品	(2)	駐在員在住許可証の取得、更新の遅延	駐在員の在住許可証の取得、更新に非常に時間がかかる。更新申請期間中の海外渡航に都度特別な申請が必要となる。 (期限切れ30日前からしか申請を受け付けしないにも関わらず、出入国管理局は申請受付から30日以内に発行できない)	ルールに基づいた正しい運用。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	自動部品	(3)	183日未満の短期滞在者免税	・国境を越えたビジネスの進展に伴い、人の移動もボーダーレスなものとなっている。その中で、183日以上1年未満の海外滞在が年々増えてきており、所得税の2重課税問題が頻発している。	・183日という基準の見直しを図るよう世界各国に働きかけていただきたい。	
	日機輸	(4)	前近代的な労働者利益分配金制度 (PTU)	・会社の利益の10%を全従業員(役員除く)で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍さえすれば受け取る権利が発生する。 (現時点でPTUそのものの撤廃、改正の動きはないが、PTUに関連した動向としては、17年2月の憲法123条改正を受け、1年内に改正が必要な労働法において人材派遣業、雇用アウトソーシング行の合法要件が緩和される可能性はある。)	・報酬分配金の制度の撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。	・憲法123条 ・労働法117～131条
	JPETA			・労働法により税引前利益の10%を従業員に分配することが決められている。会社に在籍さえすれば受け取る権利が発生する。	・報酬分配金の制度の撤廃。	・労働法
	日機輸			(追加) ・従業員に会社の利益を一律に分配することを要求するPTU制度は一般的なものとは言えず廃止してほしい。	・PTU制度を廃止して欲しい。	・PTU制度
	自動部品			(継続) ・労働法により、税引前利益の10%が当該年度に在籍した従業員に分配されることが決められている。結果として、従業員の評価に関わらず、在籍日数及び賃金レベルでの追加報酬が支払われる仕組み。 2012年進出時に確認した際、サービス会社を通じて雇用することにより、本体従業員を極小化し、PTUを管理することは法的にNGであるとの弁護士の見解がありサービス会社は設立せず実施、その見解は未だ生きているが、企業によっては別の解釈により、サービス会社を設立し、PTUをコントロールしているとの話もある。 あいまいな法律であるのであれば、明確にするか、廃止して他の明確な法律を設定してほしい。	・制度のルール明確化。	・労働法
	フル工 自動部品			(継続) ・雇用面では、従業員の業務評価・能力に関わらず、企業利益の一部を従業員に均等に配分するPTU制度(利益分配法)が残存、従業員への適正な評価ボーナス制度の構築が難しい。またPTUにより、公平な雇用環境も損なわれ、支障をきたしている。	・政府主導によるPTU制度の撤廃。	
	日機輸			・メキシコでは課税所得(法人税上の税引前利益)に10%を乗じた額を労働者に分配するという制度がある。利益が出た年は多額のボーナスが従業員の手に入ることで、適正な人事政策が取れない。また投資の回収を株主に還元する、再投資するという基本的な資本主義の政策が成り立たない。	・PTU制度の廃止。	・労働法他
	自動部品			(5)	社会保障協定の未締結	・社会保障協定の協定未締結国においては、海外駐在員は現地の社会保障に加入をしており、二重負担となっている。

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権利化のデータベース整備の不十分	・知的財産の権利化・権利活用ニーズが高まる新興国において、裁判・訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	私的複製補償金制度の不十分	・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (継続) ・私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度であるため。 なお、日本では私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 (継続)	・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。 ・私的複製補償金制度を有する国についてはデジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基づく損失に応じた課金基準の法文化)。	・[メキシコ] 私的複製を許容する範囲が文芸・美術の著作物に限定されている。 ・[その他] メキシコ、アルゼンチンで制度導入のための法案が審議されたとの情報あり。
	日機輸	(3)	リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の不備	・コンピュータプログラムの調査・解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製・翻案にまで権利を及ぼすべきではない。 なお、日本では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。 (継続)	・リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入をする。	
	日機輸	(4)	一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の不備	・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 (継続)	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(5)	インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等の権利制限の不備	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限 度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた 著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利 制限されている。 (継続)	・インターネット情報の検索サービスを実施 するための複製等に係る権利制限の 導入。		
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	独自の認証制度 の導入	・国際標準の受け入れを行わず、独自認証制度の導入を進めている。 ACアダプタなどの外部電源におけるエネルギー効率に関しては、メキシ コ国内での認証取得を要求している。ACアダプタ等の世界中に供給する 必要のある部品において独自の認証取得を課せられるということは、特別 な対応を必要とする為、部材のコストアップや、導入の遅れにつながること を懸念している。 (内容・要望ともに変更)	・認証要求の撤回をお願いしたい。	・Mexican Official Standard PROY-NOM -029-ENER-2017: Energy efficiency of external power supplies. Limits, test methods and marking
	日機輸	(2)	エアコンに対する EMC規制	・メキシコ公式強制規格NOM-003改正案において、経済省等の規制当局 の主導によりエアコン(家庭用・産業用)に対するEMC(電磁両立性)試験 を導入することが検討されている。当局は、エアコンに搭載される運転停 止ソフトは機能面の問題に対するもので、安全面に対するものではないた め、同試験の対象とすることは不適切とする墨メ・カ・販売会社の総意 による申入れを拒絶している。仮に同試験が導入されると、エアコン一モ デル当たり数百万円の試験コスト増が見込まれるため、産業界としては到 底受け容れられない。	・NOM-003改正案のEMC規制の適用 対象から、エアコンを除外されたい。	・NOM-003	
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	ダンピング対応時 の代理人資格制 限(メキシコ法学 士のみ)及びスペ イン語使用強制	・2013年8月、メキシコ経済省より、中国製の鋼製ワイヤーロープに関する ダンピング調査開始通知が届いたが、以下の課題が生じた。 - 通知が全文スペイン語であった為、英語翻訳が必要だった。回答期限 までの時間が短い中、初動まで不必要な時間がかかった。 - メキシコ政府との通信のための代理人の資格として、「メキシコ学士資格 者」且つ「スペイン語ができること」を求められた。 短期間でまったくの白紙状態から、適切な代理人を探すことは非常に大き な負担となった。 (継続)	・左記、「スペイン語の使用」「メキシコ学 士資格保持者の指名」は関連法令上の 要請とのことであるが、下記、配慮をお 願いたい。 - 通信時の使用言語は英語、もしくはス 페인語/英語併記でお願いしたい。 - 自社の利益の代表たる代理人は自由 に選択させて頂きたい。 上記が困難な場合、通知から回答提出 期限まで、十分な期間を確保して頂き たい。	
	日機輸	(2)	行政手続の遅延	・法人の代表者を登録するのに行うPoder Notarialという手続きなどを含 め、行政手続き一般に時間がかかる。 (継続)	・行政手続きに要する時間を短縮して欲 しい。		
	日機輸	(3)	農薬、殺虫剤の許 認可取得手続の 遅延	・農薬登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可は、通常申請から登録まで 9ヶ月を要するが、場合によっては特段の理由なくして2年以上を要するこ とがある。審査完了予定についてのアナウンスもないため、販売準備活動 に適時に取り掛かれない。他社も同様であり、業界全体が抱える問題の一 つである。	・当局による審査スピードを改善すると ともに、審査完了時期の目安を教えて欲 しい。	・NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use”	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	新施行法律(CFDI 3.3)への対応の困難	・請求書発行時に1商品に対して、当地国税局の定める特定の1コードを併記する新施行法律(CFDI 3.3)が施行されたが、コードは5万以上からなり、かつ専門家でなくては判別できない内容が多く、多品番を取り扱う会社にとっては現実的ではない。	・国税局のコードをHs Codeに紐づけ、容易に併記できるようにする。	・Resolucion Miscelanea Fiscal 2.7.1.22
26 その他	日機輸	(1)	交通・物流インフラの未整備	・メキシコの鉄道輸送サービスはFMX(フェロメクス)・KCSM(カンザスティー)の2社寡占。その寡占状態による物流品質の低さと、低速度運行・断続的な停止時に発生する盗難被害の多発が問題である。	・FMX/KSCM両社寡占状態の改善・監視、並びに盗難(治安)対策。盗難対策は、特にパヒオ地区 Veracruz・Lazaro Cardenas・米国との国境。	
	日機輸	(2)	道路輸送の高コスト、輸送・安全品質の低さ	・メキシコの内陸輸送は、米国の1.3倍と言われる国内輸送コストの高止まりと、一方で低い輸送品質・安全品質が指摘される。	・道路輸送サービスの改善。 ・前者については外資規制の緩和による改善。 ・後者についてはドライバーへの労働基準管理、速度や過積載への取締り管理強化が求められる。	・外資規制:道路・橋梁・自動車交通法(Ley de Caminos, Puentes y Autotransporte Federal)第6,8,9,11条
	日機輸 日機輸	(3)	港の混雑	・マンザニョ港は取引量も多く、ピークシーズン時は荷降るしもままならない。 (継続) ・自動車産業の輸出を支える港湾として、メキシコ湾側のベラクルス港があるが(輸出車両の6割が同港から輸出)、メキシコにおける完成車生産量が増加する中、同港の輸出入車両用保管ターミナル・自動車専用船が寄港する岸壁キャパシティの不足が懸念されている。	・港湾設備の拡張を進めるなどして、混雑を緩和して欲しい。 ・同港の新港開発中、並びに運用開始後両方における、十分な完成車保管ターミナル・専用船寄港岸壁インフラキャパシティの提供。	
	日機輸	(4)	治安の悪化	・輸出コンテナの鉄道輸送盗難は、警察・軍の監視強化により2017年は激減したが、輸出入コンテナ・国内配送トラックの強盗事件は全国的に増加傾向にあり、輸送セキュリティ強化の為のコスト負担が増加している。	・鉄道輸送警備の継続と、幹線道路高リスク区間の連邦・州・市警察による監視の強化。	